

平成 18年5月15日

各 位

上場会社名日特建設株式会社代表者名代表取締役社長 皐 守宏コード番号1929 (東証第1部)問合せ先常務取締役緑川 精 ー(電話番号)03-3542-9126

内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 15 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

### 1.取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1) 企業倫理規定をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規定を、役職員が法令・定款並びに各種管理規則、規程および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- (2) コンプライアンス委員会を設置し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備 および問題点の把握に努める。
- (3) 監査部は、役職員教育を行いコンプライアンスの状況を監査する。
- (4) 法令上疑義のある行為について使用人が直接情報提供を行う手段として内部通報窓口を設置・運営する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

- (1) 文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体 (以下「文書等」という)に記録し、保存する。
- (2) 取締役および監査役は、文書管理規程により常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

#### 3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社の事業推進に伴う損失の危機(以下「リスク」という)の管理については それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアル の作成・配布等を行うものとする。
- (2) 経営企画室担当取締役を全社のリスクに関する統括責任者として任命し、経営企画室において当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- (3)新たに発生したリスクについては、すみやかに担当部署を定める。
- (4)監査部は、各部署のリスク管理の状況を監査する。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役は その目標達成のため各部署の具体的目標および会社の権限分配・意思決定ルール に基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定める。
- (2) ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを 内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

## 5. 当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社は、グループ各社にコンプラライアンス推進責任者を任命し、内部統制の 構築を目指し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する責任と権限を与える。
- (2) 本社コンプライアンス委員会および監査部は、これらを横断的に推進し、管理する。

# 6.監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に 関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助する使用人を求めた場合はこれを配置するものとし、 配置にあたっての人事等については、監査役と協議の上決定するものとする。
- (2) 監査役より監査業務の補助の命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役 および所属部署長の指揮命令を受けないものとする。

# 7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役会への報告に 関する体制

(1) 取締役又は使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社および当社 グループに重大な影響を及ぼす事項、内部通報窓口への通報状況およびその内容 をすみやかに報告する体制を整備する。 (2)報告の方法については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。

## 8.その他監査役の監査が実行的に行われることを確保するための体制

- (1)監査役会は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席する。
- (2)監査役会は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて 取締役または使用人にその説明を求めることとする。
- (3)監査役会は、代表取締役、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を設定する。

以上